

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（関西電力高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（減容したバーナブルポイズンの保管場所変更））
2. 日時：令和5年4月12日（水）15時00分～16時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

戸ヶ崎安全規制調整官、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 安全・防災グループ
マネジャー他11名※

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、令和5年4月3日に申請があった高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、提出された資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、申請書及び提出された資料に基づき、以下の点等について事実確認を行い、審査会合等において引き続き確認することとした。

○使用済燃料ピットに保管中の減容したバーナブルポイズン及びB蒸気発生器保管庫に保管中のコンクリート等の取り出し、構内運搬並びにB蒸気発生器保管庫及び外部遮蔽壁保管庫での保管の一連のプロセスにおける、汚染拡大防止等に係る各課長の職務内容及び責任の範囲について。

○今回の申請で関係する保安規定の条文について。

(3) 関西電力から、審査会合等において引き続き確認することについて、了解した旨回答があった。

6. その他

提出資料：

資料1：高浜発電所1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について

資料2-1：保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

資料2-2：上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針

資料2-3：上流文書（設計及び工事計画）から保安規定への記載方針

以上